### 社会福祉法人和泉市社会福祉協議会個人情報保護規程

平成25年 3月28日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和泉市社会福祉協議会個人情報保護規則(平成25年規 則第6号。以下「保護規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、保護規則の例による。

(個人情報取扱事務事業目録)

- 第3条 保護規則第4条の目録は、個人情報取扱事務事業目録(様式第1号)とする。
- 2 保護規則第4条に基づき会長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務
- (2) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報を取り扱う際に個人の権利利益を侵害するお それがなく、目録を一般の閲覧に供する意義が乏しいと認められるもの

(個人情報保護管理者等)

- 第4条 個人情報の適正な管理を行うため、事務局長を個人情報保護管理者とする。
- 2 個人情報保護管理者は、次に掲げる事項に留意し、所属職員を指導する責務を有する。
- (1) 個人情報データベース等の取扱いに関すること
- (2) 個人情報を取り扱うシステムに関すること
- (3) 個人情報自体の取扱いに関すること
- 3 個人情報保護管理者は、前項の責務に関する事務を行わせるため、社会福祉法人和泉 市社会福祉協議会事務分掌規則(平成25年規則第4号)第4条第1項第3号に規定する 課長に個人情報保護責任者を選任することができる。

(委託に伴う措置)

- 第5条 個人情報取扱事務事業を委託するときは、保護規則第12条の規定に基づき、次に 掲げる事項について契約書に記載しなければならない。
- (1) 個人情報の秘密保持
- (2) 再委託の禁止又は制限
- (3) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (5) 個人情報の適正管理

- (6) 個人情報の取扱いに関する事故発生報告
- (7) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

#### (開示等の申出)

- 第6条 保護規則第14条及び第16条から第17条までの規定に基づく個人情報の開示、訂正又は削除の申出は、個人情報開示等申出書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 保護規則第 18 条に基づく通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
- (1) 開示(部分開示を含む。)を行う場合 個人情報開示決定通知書(様式第3号)
- (2) 訂正又は削除(部分訂正又は部分削除を含む。)を行う場合 個人情報訂正等決定通知書(様式第4号)
- (3) 開示等をしない場合(個人情報が存在しない場合を含む。) 個人情報非開示等決定 通知書(様式第5号)
- 3 個人情報の本人であることの確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る書類の提示を求めて行うものとする。
- (1) 本人が申し出る場合 運転免許証、旅券その他これらに類するもの
- (2) 法定代理人が申し出る場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本 その他法定代理人の資格を証明する書類
- (3) 遺族が申し出る場合 当該遺族に係る第1号に掲げる書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類

#### (開示の実施)

- 第7条 個人情報の開示は、会長が指定する日時及び場所において行う。
- 2 個人情報の開示は、閲覧又は写しの交付により行う。
- 3 個人情報が記録されている個人情報データベース等の写しを交付する場合の部数は、 請求1件につき1部とする。
- 4 本会は、閲覧による開示を受ける者が当該個人情報が記録されている個人情報データベース等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

#### (費用負担)

- 第8条 閲覧による個人情報の開示についての費用は、無料とする。
- 2 写しの交付による個人情報の開示については、写しの作成及び交付に要する費用として、別表に定める額を写しの交付を受ける者から徴収する。
- 3 前項に規定する費用は、前納とする。

附 則(平成25年規程第3号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 別表(第8条関係)

公文書の種類	公開の実施方法	交付する媒体の規格	負担すべき費用の額
文書、図画及 び写真	用紙に出力したものの乾式	日本工業規格 A 列 3	
	複写機による写し(モノク	番以下の大きさの用	1枚につき 10円
	ロ)の交付	紙	
	用紙に出力したものの乾式	日本工業規格 A 列 3	
電磁的記録	複写機による写し(モノク	番以下の大きさの用	1 枚につき 10 円
	ロ)の交付	紙	
その他の写し			写しの作成に要する
			実費相当額

#### 備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
- 2 負担すべき費用の額が、この表により難い場合については、会長が別に定める。
- 3 写しを郵送する場合は、郵送料相当額を別途徴収する。

社会福祉法人和泉市社会福祉協議会個人情報取扱事務事業目録

3条関係	
郱	
龍	
作成時期	
対象者範囲	
個人情報の内容	
事務事業の目的	
事務事業の名称	

# 個 人 情 報 開 示 等 申 込 書

年 月 日 社会福祉法人和泉市社会福祉協議会 会 長 あて 住所 申出者 氏名 (電話番号 )

次のとおり個人情報の開示等を申し出ます。

申出の	区分	□開示(□	閲覧 [	]写しの交付	<del>j</del> )		
		口訂正	□肖邶	余			
申出者の	区分	□本人 □	□法定代理人	□遺族	○□配偶者	□父母	□子)
個人情報の本	人の	住 所					
住所氏名等							
(本人以外の場合	のみ記入)	氏 名	氏 名 電話番号				
個人情報の内容	<u> </u>						
訂正・削除の内	溶						
(訂正・削除の場合の	のみ記入)						
申出者の	□運転		 斧				
確認方法	□その作	也 (				)	
代理人等	□戸籍	誊本 □住月	票				
の確認方法	□その作	<u>†</u> (				)	
注) 1 該当す	る口内に	こレ印を記入し	<b>してください。</b>				
2 個人情	報の内容	字及び訂正・肖	除の内容に~	ついては、て	ぎるだけ具	具体的に記	己入してくだい。
3 訂正申	出をする	5場合は、個人	情報に誤りた	ぶあることを	:証明する書	類を添か	けしてください。
4 申出の	際には、	本人であるこ	とを証明する	るための必要	で書類を携	<b>匙出又は携</b>	<b>添してください。</b>
5 法定代	(理人又に	<b>は遺族による</b> 申	目出の場合にご	は、法定代理	型人等に係る	5 (注) 4	1の書類のほか、
その資格	各を証明で	する書類を提出	出又は提示して	てください。			
6 写しの	)交付を着	辞望される場合	計は、写しの作	作成費用が申	出者の負担	旦となり言	きす。 また、 写し
の郵送を	希望され	1る場合は、 垂	彫送料も必要。	となります。			
7 ※印欄	劇は、記2	しないでくた	ごさい。				

## 個人情報開示決定通知書

 和社
 第
 号

 年
 月
 日

様

社会福祉法人和泉市社会福祉協議会 会長 印

年 月 日付けで申出のありました個人情報の開示については、次のとおり開示することと決定しましたので、通知します。

申 出 受 理 年 月 日	年 月 日
開 示 の 区 分	□全部開示  □部分開示
申出に係る個人情報の内容	
開示しないことと決定した部分及	
び理由	
(部分開示の場合のみ)	
開示の期日及び時間	年 月 日()
	午前・午後 時 分
開 示 の 実 施 場 所	
連絡先	
	(電話番号 担当 )
備考	

- (注) 1 指定された開示の期日及び時間が都合の悪い場合は、あらかじめご連絡ください。
  - 2 開示を受ける際には、この通知書を提出し、申出者本人であることを証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
  - 3 法定代理人又は遺族が開示を受ける場合には、(注) 2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
  - 4 開示に際して写しの交付を希望される場合は、写しの作成費用が申出者の負担となります。また、写しの郵送を希望される場合は、郵送料も必要となります。

## 個 人 情 報 訂 正 等 決 定 通 知 書

 和社
 第
 号

 年
 月
 日

様

社会福祉法人和泉市社会福祉協議会 会長 印

年 月 日付けで申出のありました個人情報の( 訂正 ・ 削除 )については、次のとおり実施することと決定しましたので、通知します。

申 出 受 理 年 月 日	—————————————————————————————————————	日		
	— )1	H		
区 分				
	□削除 □部別除			
申出に係る個人情報の内容				
訂 正 ・ 削 除 の 内 容				
訂正・削除しないことと決定した部分及び				
理由				
(部/訂正・削除の場合のみ)				
訂正・削除を行った(行う)年月日	年 月	日()		
連絡先				
	信番号	担当	)	
備				

様式第5号(第6条関係)

## 個 人 情 報 非 開 示 等 決 定 通 知 書

 和社
 第
 号

 年
 月
 日

様

社会福祉法人和泉市社会福祉協議会 会長 印

年 月 日付けで申出のありました個人情報の ( 開示 ・ 訂正・ 削除 ) については、次のとおり実施しないことと決定しましたので、通知します。

H 11 77 7	T &	н		be-		H		
申 出 受 耳	里 牛	月	日	年	月	日		
申出に係る個人	情報の	内容						
開示等をするこ	とがで	きな						
い理由(個人情ない場合は、そ								
ない 物口(み、て	Vル <del>エ</del> 四,	,						
連	<u></u>		先					
	П		<i>)</i> L	(電話番号		担当	)	
備			考					